

「御殿場市債権管理条例(案)」に対する意見を募集します。

担当課のコメント

今年度制定予定の「御殿場市債権管理条例(案)」に対するご意見を募集するものです。

1 制定案の趣旨、目的、背景

市税や使用料等、地方自治体が有する債権については、地方自治法をはじめとする関係法令等の規定に基づき適正に管理しなければならないとされています。

公正かつ公平な市民負担の確保と市の財政の健全化のために、債権管理に関する統一的な処理や基準を定める債権管理条例の制定を行うものです。

資料

・御殿場市債権管理条例(案)

2 その他関係資料

・御殿場市債権管理条例(案)の逐条解説

3 意見の提出について

意見募集期間	令和4年10月19日 ~ 令和4年11月2日
資料公表先	<ul style="list-style-type: none"> ① 市ホームページへ掲載 ② 市役所3階 管財課での閲覧、配付 ③ 市役所1階 情報公開コーナーでの閲覧 ④ 市役所各支所
意見等が提出できる方	<ul style="list-style-type: none"> ① 市内に住所、事務所又は事業所を有する方 ② 市内に通勤、通学する方 ③ 市に対して納税を負う方 ④ 本事業に利害関係を有する方
意見等の提出方法	<p>意見書に住所、氏名(法人、団体等の場合には名称、代表者の氏名)連絡先及び計画、制定案に対するご意見を記載し、下記へ直接持参するか、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。意見書は、備え付けの意見書又は記載事項を記入した任意の様式でも結構です。</p> <p>※ 電話などの口頭による意見の提出は受け付けません。</p> <p>※ 住所、氏名、連絡先が未記入の場合には、ご意見として受け付けられません。</p>
意見の取扱い	<p>提出していただいたご意見は、当該案の検討にあたり参考とさせていただきます。ご意見に対する市の考え方を(市ホームページ、管財課)で公表します。</p> <p>公表にあたっては、ご意見等をいただいた方の個人情報を除い</p>

	て、ご意見の概要を公表させていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
今後の予定	皆様からいただいたご意見を含め検討し、検討した結果を令和4年12月までに制定します。
意見等の送り先 問い合わせ	御殿場市総務部管財課 所在地：〒412-8601 御殿場市萩原483 TEL：0550-82-4322 FAX：0550-84-3420 メールアドレス：kanzai@city.gotemba.lg.jp